

第七回
国会

参議院大蔵・地方行政・建設連合委員会會議録第一号

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)午
前十一時十五分開会

委員氏名

大蔵委員

委員長 木内 四郎君

理事 波多野 鼎君 理事 黒田 英雄君

理事 伊藤 保平君 理事 九鬼紋十郎君

天田 勝正君 森下 政一君

玉屋 喜章君 西川 基五郎君

平沼 彌太郎君 木内 四郎君

油井 賢太郎君 小宮 山常吉君

高瀬 莊太郎君 高橋 龍太郎君

藤井 丙午君 板野 勝次君

川上 嘉君 木村 禮八郎君

米倉 龍也君

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 吉川 末次郎君 理事 岡田 喜久治君

理事 林屋 龜次郎君

三木 治朗君 黒川 武雄君

堀 末治君 岩本 哲夫君

谷口 彌三郎君 柏木 庫治君

西郷 吉之助君 島村 軍次君

鈴木 直人君 太田 敏兄君

濱田 寅藏君

建設委員

委員長 中川 幸平君

理事 岩崎 正三郎君 理事 仲子 隆君

理事 赤木 正雄君

島田 千壽君 石坂 豊一君

大隅 憲二君 石川 一衛君

田方 進君 安部 定君

久松 定武君 北條 秀一君

細川 嘉六君 佐々木 鹿藏君

本日の會議に付した事件
○旧軍港市転換法案(佐々木鹿藏君外
二十二名發議)

(木内四郎君委員長席に着く)

○委員長(木内四郎君) 只今より大
蔵、地方行政、建設三委員会の連合委
員会を開会いたします。旧軍港市転換
法案について御審議を願います。お諮
りいたしますが、大蔵委員会におきま
しては、提案者から旧軍港市転換法案
について、一応御説明を伺つたのであ
りますけれども、若し地方行政及び建
設両委員の方におかれて御希望があれ
ば、提案者からいまい一応御説明を伺う
のもどうかと思ひますが、如何いたし
ましようか。

○岡本愛祐君 地方行政委員の方々、
それから建設委員の方々でまだ趣旨が
お分りにならない方々もあるだろうと
思ひますから、もう一度要点を御説明
願ひたいと思ひます。

○赤木正雄君 今の岡本委員の意見に
賛成いたします。

○佐々木鹿藏君 只今議題となりまし
た旧軍港市転換法についてその提案理
由を御説明申し上げます。

横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴
市の四都市は、御承知の通り旧軍港が
置かれ、巨額の国費を費し、又長年月
に亘る設営努力により日本海軍の四大
根拠地として終戦時まで発展して参つ
たのであります。

即ち一小漁村であつた、横須賀市は
明治十七年東海鎮守府が置かれて以来
逐年軍港規模が拡張せられ、市人口三

十八万に上る大都市となり、全市即ち
軍港というように一体として発展し、
ために一般産業の興る余地なきままに
市の財政も多額の国庫助成に負うよう
な状態であつたのであります。

呉市はもと吳浦をかこんだ半農半漁
の村落にすぎなかつたのであります
が、明治二十三年に第二海軍区鎮守府
が開設をみて以来、海軍の諸施設の整
備拡充が行われ、戦争中は、四十二万
の人口を擁する大都市に膨脹したので
あります。

又佐世保市について申上げますと、
これまた明治二十三年当時人口四千に
過ぎなかつた一寒村が軍港都市として
発足して以来同様の急激な発展を遂
げ、又舞鶴市についても事情は、ほぼ
同様であります。

然るに今次の大戦が我国を殆んど壊
滅の状態に陥れて終末を告げるに至り
ました結果、これらの四都市は、一瞬
にしてその存在の意義、立市の根底を
失つたと申しても過言ではないのであ
りまして、その受けた打撃は精神的に
も又経済的にも他の戦災都市に比較す
べくもなく、甚大であつたのでありま
す。

即ち、例えば呉市のごときは四十二
万に上つた人口が終戦直後十三万に激
減し、約四十年を経過した今日におい
ても漸く十九万人に過ぎず、他の三市
についても事情はほぼ同様であります
す。又四市いずれも一挙にして工廠等
の職場を失いましたため、新たに依存
すべき産業が皆無に近く、夥しい失業

者群を擁して市民生活は、洵に暗澹た
るものがあるものであります。四市のう
ちには工員として父祖数代に亘り優秀
な技術と経験を持つ者が多数あつたの
でありまして、これらはいずれも活用
せらるることなく農耕とか日傭仕事に
その日を送つております。これは市民
として苦痛な堪え難いところであり、
のみならず国としても大なる損失と思
うのであります。

四市のうち特に横須賀市にありまし
ては、基地司令官の積極的な指導と
理解ある措置により、特定の区域にお
ける旧軍用施設の転換はすでに実施を
見せておりますが、そこに立地せる転
換事業体は、尙現行国有財産法に基
く国有財産処理方法を以てしては、その
事業は経済的に成立せず氣息奄々たる
ものがあるものであります。況んや他
三都市においては計り知るべきものが
あると思はれるのであります。

又巨大な海軍の軍需品製造設備や、
港灣施設は、市当局その他関係方面の
努力により、若干工場の誘致を見たも
のがあります。その大半は平和産業
のため活用せられることなく、遊休の
まま放置せられ、特に造船施設は旧軍
港であるの故を以て、その作業は極度
に制限を受け、其転活用を阻んでい
るが現状であります。

又右に申述べました実情からする当
然の結果として、四市経営の立直りに
充つべき課税等の収入も極めて僅少で
ありまして、いずれも極度の財政難に
喘いでいるのであります。一方におい

て我国は新憲法において戦争を永久に
放棄し、平和国家として新らしく発足
したのでありますから、四市往時の軍
港市としての繁栄を再び取戻すとい
うことが、望み得ないことは当然で
ありますのみならず、今日四市の市民
の間には、憲法の精神に副つて、立市
以来の軍港色を市の性格から根本的に
拂拭し、平和産業港灣都市として新た
に出発したいとの、申さば国の内外に
對して、都市として嚴肅な平和宣言を
したいとの願望が力強く漲つてい
てあります。

先に広島平和都市及び長崎国際文化
都市の兩特別法によつて我が国の平和
と文化に対する念願が世界の共鳴を呼
んでおることは各位御承知の通りで
あります。日本が旧四大海軍根拠地を
平和都市に転換するということを世界
に宣言するということは、平和運動と
して意義の深いものがあると思ひ
てあります。申すまでもなく、四市の市
民は、今日市民生活の建直し、市の建
設にみずから立ちみずから扶けるの悲
壯な決意をもつて努力してゐるのであ
ります。が、振るべき産業がないため父
祖数代に亘り工員としての優秀な技術
と経験をもちながらこれを活用できず
失業状態にあるのであります。これは
市民として苦痛に堪えないところであ
つたような特殊な事情があります。の
で、右に申述べたような特殊の事情が
ありますので、その自力にのみ委ねる
ことなく、国家としてこの際で得る
限りの有形無形の援助の手を差ししのべ

ることが極めて必要であると痛感されるのであります。

本法案は、以上申述べました趣旨に基きまして、旧軍港市である四市に平和都市として新しい性格を與え、遊休状態にある旧海軍の諸施設を活用して産業の振興、港湾の発展に充て、以て平和日本の理想達成に資することを明らかにし、また、その建設に對する国の援助を骨子として規定しようとするものであります。その大要を申し上げますと、この法律は全文八箇條から成り第一條には右に申述べました通りのこの法律の目的を掲げ、第二條においてその目的を達成するための計画と事業及びそれと特に重要密接な關係にある都市計画法、又は特別都市計画法との關係を定めたのであります。

第三條におきましては重要な意義を持つところの転換事業の促進と完成に對する国及び地方公共団体の關係諸機關が、できる限りの援助をすべき旨の特別規定を設け、第四條及び第五條において国有財産特に旧軍用財産の処分についての特別の措置を定めたのであります。即ち旧軍用の土地施設その他の財産を拂下げる場合には、通常は旧軍用財産の貸付、及び譲渡の特例等に関する法律により時価の二割以内の減額をした価格で譲渡されるものであります。特に本法においてはその割引率を五割以内まで引下げることができ、又代金支拂の延納期間も三年となつてゐるものを最長十年にまで延納の特約をすることができるといたし、更に旧軍用財産一般につき、国が旧軍港市転換計画の実施に寄與するよう有効適切に処理するよう義務のあることを示し、從つて必ずしも時価拂下

方針に拘泥せず、必要に応じ一時使用許可方針を併用する趣旨を含めしめ、又普通財産の譲渡につき国有財産法の特例を開いております。

このように国有財産旧軍用財産の処理、譲渡に關しまして、特例が設けられておりますので、第六條におきましてはこれらの処分の適正妥當を期するため、大蔵省に旧軍港市国有財産処理審議會を設け、その委員の構成については大蔵事務次官、建設事務次官、關係府県知事、旧軍港市の市長、關係各省官吏の他に有力な民間の学識経験者をも加えて最も実情に適合し權威ある決定をなさしめんとするものであります。更に第七條におきましては、本法による転換事業の実施の進捗状況を事業の執行者は六月ごとに建設、大蔵の両大臣に報告し、内閣総理大臣はこれを国会に報告致すこととし、第八條は四市の市長及びその住民はおのその市の平和産業港灣都市建設に當つて不斷に活動と協力をしなければならぬ旨の規定を置いてあります。

向この法律は憲法第九十五條にいわゆる一の地方公共団体のみに適用される特別法に當りますので、附則第二項に本法案の国会議決後各市において住民投票に付さなければならぬ旨を明らかにいたして置きました。

以上が本法案の大要でございます。何とぞ各位におかれましては、その必要性を御認め下され御賛成賜わらんとを切望いたします。

○委員長(木内四郎君) 提案者の外に大蔵省官財局長の吉田君も見えておりますので、御質疑のある方はお願いいたします。

○油井賢太郎君 先ず第一番に旧軍用

財産の内訳表を一つお出し願ひたいと思ひます。それは各軍港ごとに土地或いは建物、その他の物件というものを明細にお出し願ひたい、この審議は見当がつかないのじやないか、こう思われるのであります。それを要求いたします。

○委員長(木内四郎君) 今の資料の要求について提案者、或いは管財……○委員外議員(門屋盛一君) この法案の立案に當りまして、そういうことも考えたのでございましてけれども、何しろ非常に広範囲に亘つておりますし、提案者としては、それを一つ一つ、一物件ごとに調査をするということもできませんし、そこでその対象になりますものが、一つの審議會でもつて御審議願つてやるといふふうに立案したやうなわけでありまして。資料は、やはり大蔵當局の方からでないかと提案者の方にはないわけでありまして。

○森下政一君 油井君から資料の要求がありましたが、これは審議上必要なものだとは思ふ。提案者の方ではお分りにならないだろうし、一々明細のこととお調べになる手足も持つておられなかつたらうと思ひます。大蔵當局では大体お分りになつてゐるわけですが、殊に時価に見積つて、おの／＼どれくらいのものかということも、合せてその資料の中に一緒に出して貰ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田晴二君) 只今手許にございましては非常に概数でございまして、一応申上げますと、横須賀では土地が二百六十万坪、建物が六十八万坪、舞鶴では土地が二百六十万坪、建物が十二万坪、呉が土地が七十五万坪、建物が十九万六千坪、佐世保が土

地が三十万坪、建物が八万七千坪、合計いたしましたら、大体土地が六百三十万坪、建物が百八万坪、こういうふうになつております。時価がどのくらいになるかということではございしますが、これにつきましては、なか／＼これは評価が大変でございまして、非常な、推定をすれば別でございしますが、正確なところはちよつと急には分らんことと思ひます。

○森下政一君 今の御説明のうち、正確なことは分らなければ貸賃価格とかいうことは、やはり幾ら軍用財産でも決まつてゐると思ひます。そういうことによつて資料を提出願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田晴二君) この外に、実は御説明を落しました、機械が相当あるわけでございます。これらについては一応賠償指定になつたものについては評価をしたものがございまして、これも正確な時価というわけには参りません。又、土地、建物については、これは大体この土地については坪幾らであるというふうな概算をすれば、或る程度のことは分ると思ひます。多少時間をかけて頂ければ概算も出るかと思ひます。

○森下政一君 それは時間をかけて結構だと思ひますが、そうして只今口頭で御説明になつたのを承りました。が、一々記憶しておるわけに行きませんから、書類にして一々配給して頂きたいと思ひます。要求をして置きます。

それから尙折角大蔵當局がお見えになつておるので何つて置きたいのです。が、今度の法律が、これまでの、つまり旧軍用施設の譲渡或いは国有財産

との關係、そういう点から、どういふふうなこれが特例になつておるのか。先程提案者の御説明の中にも一部触れられましたが、そういう点について、主管省である大蔵當局から一つ尙詳細に御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田晴二君) 先程提案者の方から御説明がございました通り、これは旧軍用財産につきましては、この第四條の一項の一号、二号として載つておりますが、第一号の方の關係では、現在の法律におきましては、医療施設、それから学校の用に供するものと、このときにだけ時価の二割以内で譲渡することができることになつております。この法律によりまして、その点が、社会事業施設、引揚者の寮の用に供するときは減額できますし、更に、減額割合が二割でありますのが、五割以内ということになつております。それからその次は、譲渡の場合の延納の規定であります。これが普通の場合では、三年以内ということになつておりますが、ここでは十年以内、この法律では十年以内となつております。それから第五條で、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体の對しては普通財産の無償譲渡ができる。この旧軍港市転換事業の用に供する必要があると国で認めたときは、そういう普通財産の無償譲渡ができるという、この三つの点が他の場合と違つて来るわけでありまして。

○森下政一君 第四條の一項に、「医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するときは又は学校教育法第一條に規定する学校の用に供するときは」といふことになつてですね、これは「時価の五割以内において減額

二

した対価で譲渡することができる。」というわけで、旧軍用財産の貸付及び譲渡に関する法律の除外例をここに認めようとしておられるわけですが、大体この法律案の趣旨は只今手許に頂きました資料に明細に明らかに書いておられますように、これらの旧軍港各市に産業を起さない限り、市民の生活を保障し得ない現状に陥っており、その産業を起すというこのためには旧軍工廠等の残存施設を活用して有力工場をこの地に誘致しない限り、地元の産業の振興を望み得ないと書いてある。であるからこの法案の趣旨というものは、医療施設とか社会事業施設若しくは引揚者の寮或いは学校なんでも必要かも知らんが、それだけを建設したんでは何にもならん。法案の趣旨というものを達成することができると私は思う。どうしても旧軍工廠の残存施設を活用して有力な工場を誘致して行くと、そして活潑な平和産業を経営せしめるということで初めて市民の生活も保障されるし、日本の経済の興隆にも寄與することができるといふのが根本の狙いと私は思う。そのときに、一体只今御説明になりました旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律によると、時価の二割で譲渡することができるといふのに、今度はこれ／＼のものには「時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができ。」となつておるが、この項目はそういう場合に適用されるものと解釈すべきなんですか。この法律ではちよつと解釈が曖昧になる、明確でない。これはどうなるのですか。

聊か産業をやつております経験上又いろいろ／＼な工場の誘致を試みて見ましても、現在の大蔵省の査定いたしております拂下金額では工場は来ないのをごさいます。そこで何とかしてこの公共団体のみならず、産業会社にもこのような恩典、即ち五割以内の拂下げができるということにしたいというものが念願であつたのでありますが、いろいろな関係でこの趣旨を徹底するようGHQとの交渉ができなかつたのであります。それで再び参りまして口頭で以てこの第四條の二を一つのように修正をさして貰いたいという話をいたしました。大体いいんじゃないかというように私は聞いたのでありますけれども、山田君の話では横須賀の司令官の話と君の話とがらかつておつたのと、この際はそのような修正をするより、一応その意味を十分存んで頂いて、このままだとお通し願う方がいいんじゃないかという意見もありまして、このような提案をいたしましたのであります。ところが、実は十年だけ延ばすということだけでは産業会社は来ないのであります。そこで何とかこの法案を今年まあできなければ来年でも一つ修正を願つて、このような産業会社が来るようにしたいということが私の念願であります。

とを、何か好意のある人はそうお考えになりますまいが、現地の向うさんの考え方はやはり軍港であるという観念が強くあつて、すべての施設に対していろいろ／＼な干渉が多いのであります。そこで一日も早く日本の軍港というものを無くしなければ産業に支障を来すという考えからその平和港湾というところをまあ強く強調するわけでありす。

市を作るといふことを考えておりますし、今後の国際情勢の推移とかいうことは提案者の方では考えておりません。ただ丁度この立案中に基地問題がありましてので、関係方面に質問したという程のきつことでありません。か、意見を伺つたのですが、そういうことではない、現在そういうことではないといふようなお答えは得ておるのではありません。それ以上に考えまへんし、又立法の目的といたしましては憲法に従ひまして戦争放棄により軍事施設をやらないという建前でありす。その建前からこの旧軍港を転換してしまふというのでありますから、そういう又再び軍港にされることのないようなことをお願いいたしております。尙この際一言申して頂きたいのですが、この議員提案の法律案を作りますが、我々は非常に苦勞したのでございすが、苦勞した割合にでき上つたものを今日自分として眺めて見まして、大分出来がよくない点が多いようございすが、資料がない、また資料等については国会内の法制局や関係方面から集め得るだけ集めておいてやつたのでございすが、何しろ我々で一つの法律を作り上げるということが慣れておらないので、多少不備の点はあるかと思つてございすが、この点は十分に努力はしたのでございすが、今の場合、先程佐々木議員からも言われましたように、関係方面との折衝等におきまして言葉は通じないし、ただ通訳をもつてやつておりますので、意を盡し得ない点もあつたことは甚だ申訳ないと思つております。

市を作るといふことを考えておりますし、今後の国際情勢の推移とかいうことは提案者の方では考えておりません。ただ丁度この立案中に基地問題がありましてので、関係方面に質問したという程のきつことでありません。か、意見を伺つたのですが、そういうことではない、現在そういうことではないといふようなお答えは得ておるのではありません。それ以上に考えまへんし、又立法の目的といたしましては憲法に従ひまして戦争放棄により軍事施設をやらないという建前でありす。その建前からこの旧軍港を転換してしまふというのでありますから、そういう又再び軍港にされることのないようなことをお願いいたしております。尙この際一言申して頂きたいのですが、この議員提案の法律案を作りますが、我々は非常に苦勞したのでございすが、苦勞した割合にでき上つたものを今日自分として眺めて見まして、大分出来がよくない点が多いようございすが、資料がない、また資料等については国会内の法制局や関係方面から集め得るだけ集めておいてやつたのでございすが、何しろ我々で一つの法律を作り上げるということが慣れておらないので、多少不備の点はあるかと思つてございすが、この点は十分に努力はしたのでございすが、今の場合、先程佐々木議員からも言われましたように、関係方面との折衝等におきまして言葉は通じないし、ただ通訳をもつてやつておりますので、意を盡し得ない点もあつたことは甚だ申訳ないと思つております。

団体」補助のことでありますが、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならぬ、こういうことが明示されてありますが、そこで無論軍港を今御希望のような平和産業港都市に転換される際にはこれに必要な措置をとられると思いますが、特にこのためにこの四つの都市だけに特別の援助をするということになりますと、私は日本全体を考えまして、戦災で焼けた都市が沢山ある、現に昨年広島府の平和都市を審議と申しますか、あの法案の大体を審議したのでありますが、その方針を市長及び知事さんから承つた場合に、あの法案を通して呉れるならば、アメリカ方面で寄附を沢山考えておられる人がある、だから一日も早く、むしろ寄附であつた平和都市を作つて見た、誠に有難い話であつたのです。そういう意味もありましたから我々は進んであれに賛意を表したのであります。ところが今日までどれだけのアメリカから寄附が集まつたか聞いて見ますと、大して寄附が集まつていないようにちよつと承つておるのであります。そういういたしますと、あの法案を審議する頃と今日では何たか知事さんや市長さんのベテンにかつたという気がいたしております。そういうことがありますからして、やはり日本の困つた都市も沢山ありますからして焼けた都市を一樣に考えないで、この四つの平和港湾都市だけに格別の援助を與えるということは全体としてどうかと思つてありますからして、これはお書きになりました、特に特別の援助に対してどういふ御希望を持っておりますか。

○委員外議員(門屋盛一君) 御尤もの

御質問でございます、第三條におきましてはこの特別法を設定して頂きまして、第一條の目的及び第二條の事業計画をやることに對しまする国の特別の援助を受けるという精神的のことに規定してあるものであります、そうして今お話のようにどういふことをやるかということ、その特別の処置が第四條、五條、六條に出ておるのでございまして、それでこれは今お話のございました広島、長崎の場合と今度はこの第四條の特別の処置と申すことを成るたけ具體的にしたいと思つて、〆と苦勞をしたのでございまして、劈頭に御質問のありましたように、その資産の内容を全部調べることも困難でありますし、又この資産がどれだけあつたといひました、その地域にあるところの国有財産全部を特別の割引された金額又は無償で譲渡を受けようといふのではないのであります。その地域にありますが、国有財産のうち、第一條及び第二條の目的を達成するために必要な事業を起す、公共団体が起す場合もありませんし、又実際面においては私設の会社が起す場合もありまして、その事業を起しますものに對しましては、ただそれを無制限に誰でも彼でもというのではございせんので、これがために第六條に審議會を大蔵大臣の下に、旧軍港市国有財産処理審議會といふものを設けて、その審議會で十分の御審議を願つたものに對して四條、五條の特別の処置を受ける、こういうふうにしてまゝを申したわけでございます、これを本當を申しましたならば、四條、五條にも少し具體的に例え佐世保市における何の国有財産を何々に処置する、それ

はい、どういふふうにして処置するといふに、法律を拵えるのが本當だといふような関係方面からの御注意も受けたいのでありますが、これは成る程それが本當のように私も考えますが、今日そこまでできませんので非常に立案者といひました、これは苦勞をいたしました結果、それらのことを第六條の審議會で審議した上で特例を、特典を與えて頂く、こういうふうにしていたしておる次第でございます。

○委員(木内四郎君) 外に御質問はありませんか。

○森下政一君 大蔵当局に解釈を、私は質したいのでありますが、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の第二條によると、旧軍用財産を例へば医療施設であるとか、或いは学校であるとかいふもの用に供するときは公共団体が、さういふふうなもの用に供したいといふときに、公共団体又は当該学校の設置者に二割くらい減額した対価で譲渡することができ、ところが二割以内において減額した対価、だから最大限にはそれ以上の減額は、而かもその減額したものと雖も当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益を擧げる場合においてはこれを進行することができないといふことにこれを阻んでおる、更に財産を譲渡した後において利益を擧げるといふふうな場合が生じたときには直ちにその割引額を追徴しなければならぬといふことまで入れておる。今度第四條の一に示しておるように時価の五割以内において減額した対価で譲渡した場合、これはどうなるのでありますか、若し営利を目的とするとか、利益を擧げるといふようなこ

とになつたときには、どういふことになるかと解釈していいものか、大蔵当局の見解としてはどうですか。

○政府委員(吉田晴二君) これはこの法律に書いてございまして通り、その譲渡の特例等に関する法律の例により、処理することができ、而してその中の二條一項、三條一項の規定が、さういふふうに変つて、さういふだけでございますから、従つて、この旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の第二條の二項、三項の規定は、当然この場合にも適用がある。従つて、「経営が営利を目的とし、又は利益を擧げる場合は、これを行うことができない」、又、「第一項の規定によつて普通財産を譲渡した後において前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその割引額を追徴しなければならぬ」といふのが、当然適用になつて来ると思ひます。

○森下政一君 只今の点大變明確になりました。そこで、先程佐々木さんからも御説明頂いたのですが、これも大蔵当局の見解を私は質したいので、先刻私が申したように、何としてこの法律の一番の狙いは、必要があるかも知れんけれども、学校だとか、引揚者の寮とか、社会事業施設だとか、医療施設とかいふものは、第二義的なものであつて、どうしても産業が起るといふことでなければならぬと思つておる。そのために有力な工場を誘致したい、それに旧軍用施設、例へば建物であるとか、土地であるとかいふものを有利な條件で提供することができれば、工場ができて来ると、そこで産業が起ると、これはもう一番狙い

に違ひないのだ。ところが、それらに對してどうなるのだと、例へば時価に對する割引ですね、それがどうなるのだといふことが非常に曖昧なんです。そこで、公共団体が医療施設を設けるとか、社会事業施設をやるとか、引揚者の寮をやるとか、学校をやるとかいふ場合と同断の処置が、それらの工場に對しても適用されるのだと、これだけの法文でさういふ解釈ができるのですか。

○政府委員(吉田晴二君) その点は、この法文ではさういふ結果は出て来ないと思ひます。

○森下政一君 提案者はどうなんです、それで御満足ですか。

○委員外議員(門屋盛一君) 満足ではないのであります。実は先程佐々木委員からも御説明申上げましたように、その旧軍港都市における産業に對して、無制限に国有財産を特例を以て処理するといふことは、我々もお願ひはできないのであります。併し、第六條に設けました審議會の範圍を少し拡張しまして、さういふ審議會等において審議の結果認められましたところの事業に對しては、第四條の一の事項を、何か四條の二か三を入れたらして、さういふものにも適用できるといふことをはつきりさしたいといふのでおつたんですけれども、これは速記は後で削除して貰わなければならぬかも知れませんが、これは折衝中意外に早くOKが来ちゃつたので、そのところを後で取直しに行つたんですけれども、さういふことがあつたならば、委員会で修正して貰えばよいじゃないか、もう一応OKしたのだからそれで出せと、さういふふうな経緯になつておりますので、案

は早く通して頂きたいし、通して頂く以上は、本当の産業転換のできますような筋金も一緒に通して貰いたい、こういうふうな誠に、お叱りを受ければ、提案者の方に少し足らなかつた点があることを御了承願いたいと思ひます。

○森下政一君 これは今大蔵当局が見解を明瞭にしたように、この法律案が原案通り可決された場合においては、私は提案者の念願としておられるところが実現しないことになると思ひます。これはもうつきりしておると私は思ひます。そこで、これはもう初志を貫徹しないことになるので、死んだやうな法律があつた方にとつてはできるのだと私は思ふのだ。この死んだ仏に眼を入れる役目を委員会にやらせようというのは、少し提出者は虫がよ過ぎるのではないかと思ひます。

○委員外議員(門屋盛一君) お叱りは御尤もだと思ひます。併し、それらを入れたらと思つてゐるうちに、OKの方が来てしまひましたので、誠に向うの言われることを聞いておりましたも、委員会審議で入れられるのだから、一応これでいいやないかと言われると、どうも御承知のように、あそこに行きますと、心臓の強い者でも、相当に行きませんので、申訳ないやうな結果になつたので、何とか一つその辺よろしく願ひたいと思ひます。

○森下政一君 それからも一つ、これは提案者はお考えになりますか。この審議会というものが設けられておる。ところでこの審議会の構成ですが、関係府県知事、旧軍港市の市長なんというものが入つてゐる。これは

何でもかんでも有力な工場を誘致した人なんだ、こんな人が審議会の構成メンバーに入つておつて、それで若し議が多数決で決まるなんという事になれば、これはもう思ひ通りということになるのだね。国民から見ると、仮にこの委員会が、将来この法律案を修正して、有力な工場を誘致するに適當だと思ふ場合において、特別な対価で割引してやることのできるということになるとして、関係府県知事だとか、旧軍港市の市長なんというものが八人も加わつてゐる、そういう審議会であつて、あつていいやないか、これも適當じやないかというやうなことで、議決したということになつたら、これはどうですか。国民全体が大局から見たときに勝手なことをしておると、こういう疑惑を少くとも私は受ける構成だと思ひます。提案者はこの点どうですか。

○委員外議員(門屋盛一君) 一応御尤もでございますけれども、大体これは当り障りもありましようけれども、率直に申しますと、関係府県知事、市長ばかりでなしに、関係の行政当局も、大体その数程入つてゐるわけですね。それで、まあこれは列席の政府委員にはお気の毒かも知れないのだが、これは大蔵当局にしても、何にしても、大体これは呉れないという方の側の委員の方が多いのです。それで、まあ事業を起したいという方の側の委員と、それから、それを法律によつてちゃんと監督してゐる側の委員とがほぼ同数になつておられます。そこは発議者の方でも非常に研究しまして、この六の学識経験のある者五人という委員を、而も、何者の方でも、両院の同意を得て内閣

總理大臣が任命するという学識経験ある五人の委員が、これらの最後の決定権があるやうなことにこの数の割合がなるという考えでやつた次第であります。

○森下政一君 これは私は発議者とちよつと見解を異にするので、行政官は必ずしもあなたの方の希望を抹殺しようというやうな人間ばかりではないので、あなたの方からちよつと睨みを利かして貰つたらにやつとするのが多いくらいだと私は思ふのだ。だからこれはむしろ、関係府知事だとか市長なんというものはこの構成から除いた方が、国民が納得して公正なる妥協なる決定がなされるというふうな解釈し易いのではないですか。

○委員外議員(門屋盛一君) 御尤もでございますが、ただ私達は、どうして地元の事情を詳しく徹底させますために地元が入つた方がよいということを考えてゐました。

それから、立案の事情をぶちまけて申上げますと、この学識経験ある者五人を、むしろこれを七人か八人くらいに殖やしまして、その他地元関係者とか、それから行政関係者は、參與又は幹事等であればよいのではないかというやうなことも、一応考へて見たのでありますけれども、又実際面から行きますと、地元の事情のよく分つておる者も必要であり、又行政当局として、常にその財産を把握し、その産業の発展等をよく行政的に握られておる人も、やはり同様委員として出られた方がよいのではないかというやうな考へで、森下委員の言われる通り、発議者の方でも、これらは皆參與として出

て、学識経験ある者だけで決定すればすつきりした審議になるのではないかというやうなことも、一応は考へて見たのでございますが、最後に行政当局と地元の事情のよく分る者も入れた方がよいやないかということ、どうもなふうになつたのであります。どうぞ御了承願ひます。

○中川幸平君 旧軍港の四都市が終戦によつて非常な打撃を受けたといふことは想像に余りあるところであります。今回市の理事者並びに関係者におかれましては、平和産業港灣都市を急速に建設するために、いろいろと苦心されて提案された、この法案を提案されたといふことは、誠に了とすることでございます。

それについては今程森下委員から言われたごとく何としてもこれは産業向上も同一に扱つて、急速に平和産業の誘致をせんければ、この目的が達せられんといふやうに私も感ずるのであります。その参考に大蔵当局にお尋ねいたしますのであります。先程来油井委員から言われたごとく、現在の国有財産としての資料並びに終戦当時から今日まで如何やうな程度の処分ができたかといふことを参考に御話を願ひたいと思ひます。

尚将来港灣法が制定された際に、この法案の適用についての処置を政府の方で一つお考へになつて頂きたい、かやうに思ふ次第であります。

○委員外議員(木内四郎君) 中川委員、資料は後刻提出するといふことでありますから……。

○中川幸平君 結構です。
○油井賢太郎君 この法案を一貫して、通じまして、国有財産或いは軍用

財産の譲受けをする方の側は、結局公共団体といふことに大体制限されておるやうですが、その解釈して間違いないものかどうか、公共団体といふのは、どういふ範囲を一体指すのかといふことを、この際具体的に明示されたいといふ点の一つと、それから更にこの使用といふものが、公共団体で公共事業でなければいかんといふやうに、この法案全体を通じて考えられるのです。

若し公共団体が一旦譲渡された物件を、又他の方へ譲渡するといふことができる途があるかどうか。結局先程の森下委員の質問と関連するのですが、その点が一番肝要になつて来るのじやないかと思ひます。若しこの法案では、もうそういうことができないといふやうに断定されておるなら、産業都市としての復活はなか／＼困難じやないかと思はれるのです。それはどういふところでもつて緩和される途があるか。その点を一つ御説明願ひたい。

○委員外議員(門屋盛一君) 公共団体の定義は、これは御説明申上げるのは公共団体の範囲……只今油井委員の言われましたことは、森下委員の方から御注意を受けましたように、この第四條の特例に対する適用範囲をもう少し明確にしないと、先程大蔵当局からの法文解釈ではつきりされましたやうに、この四軍港の公共団体以外には余り及ばないことになるわけですね。この点一つ御了承願ひます、成るだけ一つこの委員会に立つやうな法律案を作つて頂きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 その公共団体は業者のいわゆる寄つて作つてある協同組合といふやうなものまでも含まれて解釈されるのですか。

○委員外議員(門屋盛一君) これは大蔵当局から御説明があると思うのですが、現在の国有財産の特例法の二條の第三項で、若しそれが利益を擧げる場合云々というので引掛かつて、そういった工合が悪いのでございます。どうしてもこれを修正をしないといふと實際の産業面にはいかんということになるので、非常に杜撰の提案で申訳ないので、どうぞ委員会におきましてできるように御修正願いたい。

○政府委員(吉田晴二君) 公共団体の定義につきましては、この法律の本になつております国有財産法の規定から出て来るわけでありまして、国有財産法の第二十二條に地方公共団体、水害予防組合及び土地改良、これを公共団体というふうになつておるわけでありまして、これがこの公共団体の定義になつて来るわけでありまして。

○油井賢太郎君 地方自治体の県とか市とかというのも、この公共団体の中に含めてお考えになつておるわけでありまして、今の政府委員の解釈だといふと、何だか県とか市はちつとも入らないようにとれます。

○政府委員(吉田晴二君) 地方公共団体というのは、当然県とか市が入つてゐるわけですから、県、市町村これをまあ地方公共団体といつております。

○油井賢太郎君 第八條ですが、第八條の二項で旧軍港市の住民は、市長の活動に協力しなければならぬといふ、この條項ですが、市長がどれだけの権限を以て市民に対して協力要請ができるかといふこの具體的の御説明を願いたい。

○委員外議員(門屋盛一君) 私は法律のことは余り詳しくないのですけれど

も、大体この特別法ができますと、附則にありますように住民投票をやるのでございます。その住民投票の結果、これが市民に認められますれば、やはり市長の権限と申しまして、現在の地方自治法で定められておる以上の権限を指すものではございませんけれども、この現在の地方自治法で定められておる都市であるのですが、この特別法を住民投票で過半数の同意を得ました場合は、おのずから市民としてもこの法律として定つたものに対しては、やはり協力しなければならぬといふ、義務はそこに生じて来ると思つては、

○委員長(木内四郎君) お諮りいたしますが、資料の要求も大分ありましたので、資料の提出がありました後、重ねて連合委員会を開くことにして、本日はこの程度で散会いたしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議がなければさういふしたいと思います。

午後零時十八分散会
出席者は左の通り。

大蔵委員	木内 四郎君
理事	黒田 英雄君 伊藤 保平君
委員	天田 勝正君 森下 政一君 玉屋 喜章君 西川 甚五郎君 平沼 彌太郎君 櫻内 辰郎君 油井 賢太郎君

地方行政委員
理事 林屋 龜次郎君
委員 三木 治郎君
黒川 武雄君
堀 末治君
岩本 哲次君
谷口 彌三郎君
太田 敏兄君

建設委員
委員長 中川 幸平君
理事 仲子 隆君
理事 赤木 正雄君
委員 島田 千壽君
石坂 豊一君
大隅 憲二君
石川 一衛君
田方 進君
北條 秀一君
佐々木 鹿藏君

委員外議員
政府委員 門屋 盛一君
大蔵事務官(管財局長) 吉田 晴二君